



障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ

■障がいのある方の生活を総合的にサポートし、障がいのある方もない方もともに暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

〈相談支援〉

大田区の相談支援の中核として、所内の各部門や区内の関係機関と連携します。

- ①障害者相談支援事業（障がいに関する各種相談に幅広く対応します。）
- ②障害児相談支援事業（P85）
- ③一般相談支援事業（P84・85 地域移行支援・地域定着支援）
- ④特定相談支援事業（P85 計画相談支援）
- ⑤基幹相談支援センター事業（特に総合・専門相談、相談支援事業所等との連携づくり、人材育成等に取り組みます。）
- ⑥大田区障害者虐待防止センター（P31）
- ⑦障がい者差別に関する相談（P31）
- ⑧施設の貸出し

〈手話通訳派遣窓口〉

手話通訳者が常駐して、受付・派遣の調整をします。

- ①意思疎通支援事業（P96）
- ②各種手話講習会の実施（P127、132）
- ③大田区役所（障害福祉課・福祉管理課・高齢福祉課・介護保険課）、各地域庁舎とのタブレット端末等による遠隔手話通訳

〈居住支援〉

住み慣れた地域で自分らしく住み続けられるように必要な訓練を行います。

- ①自立訓練事業（機能訓練）（P83）
- ②自立訓練事業（生活訓練）（P83）

〈地域交流支援〉

- ①余暇活動支援事業（障がいのある方もない方も参加できるイベントを実施します。）
- ②理解啓発活動（講座の出前もします。）
- ③声の図書室の運営（障がいなどにより、活字の読書が困難な方のために録音図書・点字図書の製作や貸出し等を行います。P118、119、124、131）
- ④区内事業所の生産活動の支援
- ⑤ボランティア活動室の運営
- ⑥障がい関連情報コーナーの運営

〈就労支援〉

「障がい者就労支援センター」として関係機関と連携し、就労・生活支援に取り組みます。

- ①障害者就労支援事業（P112）
- ②就労移行支援事業（P84）
- ③就労定着支援事業（P84）
- ④就労選択支援事業（令和7年10月から、P84）

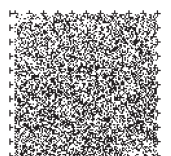
〈短期入所〉

- ①短期入所事業（P82）
- ②若草青年学級の支援（P124）

〈児童発達支援〉

- ①専門相談と療育（P111）
- ②放課後等デイサービス（P86）
- ③障害児相談支援事業（P85）

所在地	棟	部門	電話	FAX
〒143-0024 中央4-30-11 ※P29	A棟	相談支援	03-5728-9433	03-5728-9437
		手話通訳派遣窓口	03-5728-9355	03-6303-7171
		居住支援	03-5728-9435	03-5728-9438
		地域交流支援	03-5728-9434	03-5728-9438
		就労支援	03-5728-9436	03-5728-9439
		施設の貸出し	03-5728-9432	03-5728-9437
	B棟	短期入所	03-6429-8523	03-6429-8545
		児童発達支援	03-6429-8524	03-6429-8545





相談窓口

1

地域庁舎（大森、調布、蒲田、荏谷・羽田）（保健福祉窓口）

■地域福祉課（身体障害者支援、知的障害者支援、精神障害者支援・難病医療費助成）

- ①身体障害者手帳、愛の手帳に関すること
- ②障害福祉サービスに関する相談・申請など
- ③障がい者関係施設への入所に関すること
- ④各種交通機関運賃割引（都営交通・有料道路・民営バス）
- ⑤心身障害者福祉手当、東京都重度心身障害者手当、特別障害者手当の申請
- ⑥補装具、日常生活用具、住宅改造の助成など
- ⑦緊急一時保護
- ⑧訪問入浴サービス、出張理髪サービス、寝

具乾燥、移送サービス利用券等の申請

- ⑨救急代理通報システム、福祉電話設置及び助成の申請
- ⑩自立支援医療（精神通院、更生医療）
- ⑪精神障害者保健福祉手帳の申請
- ⑫難病医療費助成
- ⑬精神保健福祉に関する相談

■地域健康課

- ①母子保健、成人保健、難病に関する相談
- ②自立支援医療（育成医療）

■生活福祉課

生活保護に関する相談

地域庁舎の名称・所在地 特別出張所（お住まいの地域）	地域福祉課			地域健康課	生活福祉課
	相談窓口	電話	FAX	電話・FAX	電話・FAX
大森地域庁舎 〒143-0015 大森西1-12-1 大森西・入新井・馬込・池上・新井宿 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-5764-0657 03-5764-0710 03-6436-8750 03-5764-0696	03-5764-0659	☎03-5764-0662 FAX 03-5764-0659	☎03-5764-0665 FAX 03-5764-0663
調布地域庁舎 〒145-0067 雪谷大塚町4-6 嶺町・田園調布・鵜の木・雪谷・久が原・千束 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-3726-2181 03-3726-6032 03-6425-7555 03-3726-4139	03-3726-5070	☎03-3726-4147 FAX 03-3726-6331	☎03-3726-0791 FAX 03-3726-6655
蒲田地域庁舎 〒144-0053 蒲田本町2-1-1 六郷・矢口・蒲田西・蒲田東 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-5713-1504 03-5713-1507 03-6424-5040 03-5713-1383	03-5713-1509	☎03-5713-1702 FAX 03-5713-0290	☎03-5713-1706 FAX 03-5713-1113
荏谷・羽田地域庁舎 〒144-0033 東荏谷1-21-15 大森東・荏谷・羽田 特別出張所管内	身体障害者支援 知的障害者支援 精神障害者支援・難病医療費助成 （こころの健康相談） （医療費助成）	03-3743-4281 03-3741-6526 03-6423-8892 03-3741-6682	03-6423-8838	☎03-3743-4163 FAX 03-6423-8838	☎03-3741-6521 FAX 03-3741-5188

大田区役所（障害福祉課）

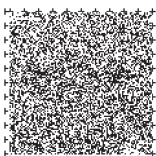
- ①心身障害者福祉手当、特別障害者手当の申請、支給
- ②東京都重度心身障害者手当の申請
- ③各種交通機関運賃割引（都営交通・有料道路・民営バス）
- ④障害者（児）医療費助成に関すること
- ⑤障害福祉サービスにおけるサービス提供事

業者又は施設に関する情報提供

- ⑥障害児通所支援の申請
- ⑦障害児通所支援におけるサービス提供事業者に関する情報提供

※（手話通訳者の配置）月曜 13 時～ 16 時
（遠隔手話通訳）月曜～金曜 9 時～ 17 時

所在地	障害福祉課（1階）		
	相談窓口	電話	FAX
〒144-8621 蒲田5-13-14	障害者支援（障害事業） （認定・給付） （認定・給付（児童））	03-5744-1251 03-5744-1591 03-5744-1316	03-5744-1555

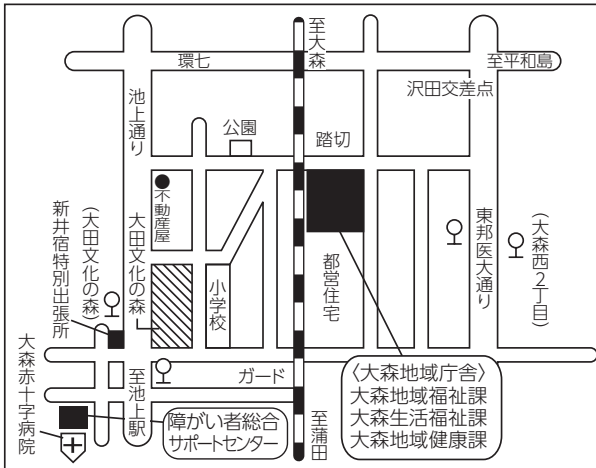




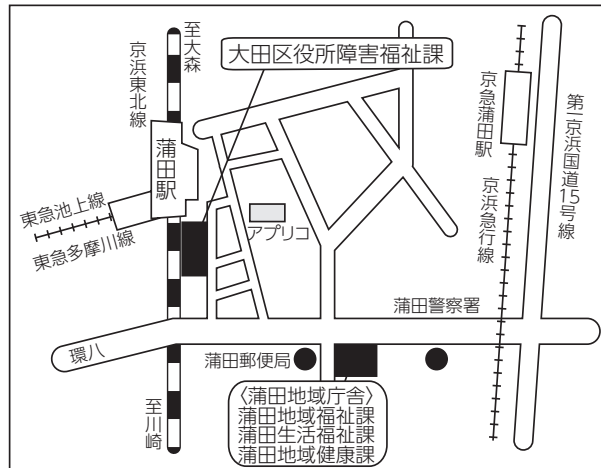
相談窓口

1

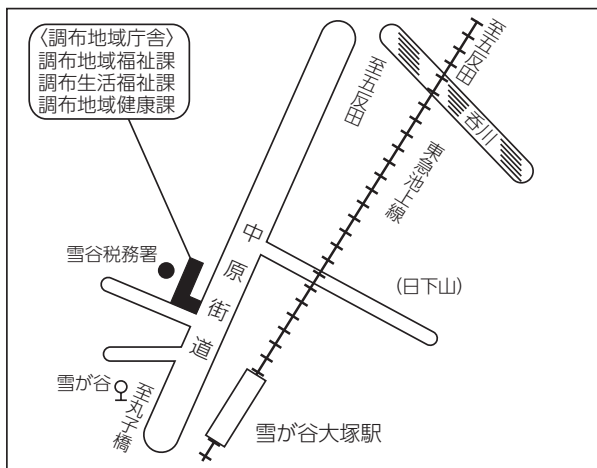
大森地域庁舎（大森西 1-12-1）
障がい者総合サポートセンター（中央 4-30-11）



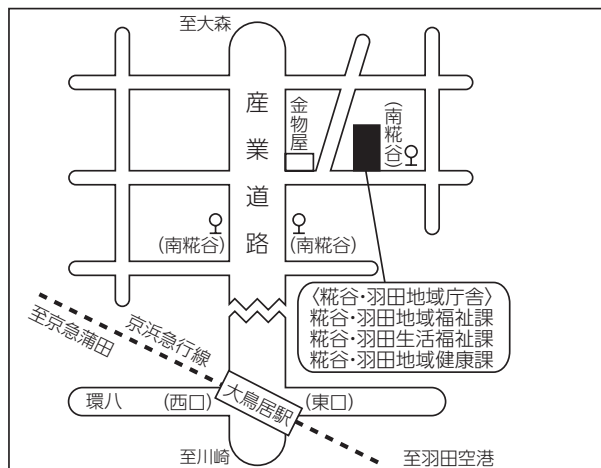
蒲田地域庁舎（蒲田本町 2-1-1）
大田区役所本庁舎（蒲田 5-13-14）



調布地域庁舎（雪谷大塚町 4-6）



梶谷・羽田地域庁舎（東梶谷 1-21-15）



大田区福祉オンブズマン制度

区が行い、又は関与する福祉サービスに関する苦情などを、公正かつ中立な立場で調査することにより福祉の向上を図る制度です。

福祉オンブズマンは4名で、福祉や法律の専門家です。苦情申立書が出されると、福祉オンブズマンが調査し、その結果を通知します。必要な場合は、区に対して福祉サービスの内容を是正するように勧告したり、制度の改善をするように意見表明をすることがあります。

苦情申立てできる方

区の福祉サービスを現在利用していたり、サービスを利用できなくなったり、受けようとしたサービスの申請が認められなかった方などです。

福祉オンブズマンの相談日

毎週火曜日（祝日、休日及び年末年始を除く）の午前9時から正午までです。予約優先です。その他の日時は、担当職員がお話を伺い福祉オンブズマンに引継ぎます。

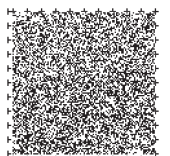
問合せ先

広聴広報課福祉オンブズマン担当

大田区役所本庁舎2階

電話 03-5744-1130

FAX 03-5744-1553



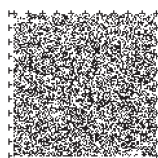


相談窓口

1

各地域庁舎の受け持ち区域(お住まいの地域)

大森地域庁舎	調布地域庁舎	蒲田地域庁舎	糀谷・羽田地域庁舎
大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内	嶺町・田園調布・鶴の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内	六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内	大森東・糀谷・羽田特別出張所管内
池上 1～2丁目 3丁目12番 3丁目13番6～11号 3丁目21番1～27号 3丁目22番～41番 4丁目～8丁目 大森北 1～6丁目 大森中 1丁目1～21番 2丁目1～12番 2丁目19～24番 3丁目1～5番 3丁目9～36番 大森西 1～7丁目 大森東 1～3丁目 大森本町1～2丁目 北馬込 1～2丁目 京浜島 1～3丁目 山王 1～4丁目 城南島 1～7丁目 昭和島 1～2丁目 中央 1～8丁目 東海 1～6丁目 中馬込 1～3丁目 西馬込 1～2丁目 東馬込 1～2丁目 ふるさとの浜辺公園 平和島 1～6丁目 平和の森公園 南馬込 1～6丁目 令和島 1～2丁目	池上 3丁目1～11番 3丁目13番1～5号 3丁目13番12～19号 3丁目14～20番 3丁目21番27号先 石川町 1～2丁目 鶴の木 1～3丁目 上池台 1～5丁目 北千束 1～3丁目 北嶺町 久が原 1～6丁目 千鳥 1丁目1～19番 1丁目20番1～3号 1丁目20番7～10号 1丁目21番4号の一部 1丁目21番5～12号 1丁目22番 1丁目23番5～16号 1丁目24～26番 2丁目1～5番 2丁目6番5～16号 2丁目6番17号の一部 2丁目7～26番 2丁目28～35番 2丁目37番 3丁目3番1～3号 3丁目3番30～33号 3丁目7番6号の一部 3丁目7番7～10号 田園調布1～5丁目 田園調布本町 田園調布南 仲池上 1～2丁目 西嶺町 東嶺町 東雪谷 1～5丁目 南久が原1～2丁目 南千束 1～3丁目 南雪谷 1～5丁目 雪谷大塚町	蒲田 1～5丁目 蒲田本町1～2丁目 下丸子 1～4丁目 新蒲田 1～3丁目 多摩川 1～2丁目 千鳥 1丁目20番4～6号 1丁目21番1～3号 1丁目21番4号の一部 1丁目21番13～20号 1丁目23番1～4号 1丁目23番17～24号 2丁目6番1～4号 2丁目6番17号の一部 2丁目6番18～24号 2丁目27番 2丁目36番 2丁目38～41番 3丁目1～2番 3丁目3番4～29号 3丁目4～6番 3丁目7番1～5号 3丁目7番6号の一部 3丁目7番11～24号 3丁目8～25番 仲六郷 1～4丁目 西蒲田 1～8丁目 西糀谷 1丁目1番5～8号 1丁目1番9号の一部 1丁目1番11号の一部 1丁目1番12号～21号 1丁目1番22号の一部 1丁目12番1～5号 1丁目12番16～26号 1丁目21番1～4号 1丁目21番5号の一部 1丁目21番18号の一部 1丁目21番19～28号 1丁目31番1～6号 1丁目31番15～18号 西六郷 1～4丁目 東蒲田 1～2丁目 東矢口 1～3丁目 東六郷 1～3丁目 南蒲田 1～3丁目 南六郷 1～3丁目 矢口 1～3丁目	大森中 1丁目22番 2丁目13～18番 3丁目6～8番 大森東 4～5丁目 大森南 1～5丁目 北糀谷 1～2丁目 西糀谷 1丁目1番1～4号 1丁目1番9号の一部 1丁目1番10号 1丁目1番11号の一部 1丁目1番22号の一部 1丁目2～11番 1丁目12番6～15号 1丁目13～20番 1丁目21番5号の一部 1丁目21番6～17号 1丁目21番18号の一部 1丁目22～30番 1丁目31番7～14号 2～4丁目 萩中 1～3丁目 羽田 1～6丁目 羽田旭町 羽田空港1～3丁目 東糀谷 1～6丁目 本羽田 1～3丁目





大田区障害者虐待防止センター

障がい者への虐待の早期発見と早期対応は、障がいのある人を虐待から守る第一歩です。

虐待を発見した場合、すべての人に通報が義務付けられました。

虐待防止の知識と理解を深め、障がいのある人の人権を尊重し、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる社会をめざして、障がい者虐待防止に取り組みましょう。

「虐待かな」と思ったらすぐに通報してください。匿名でも通報・届出ができます。

■通報先・相談窓口

大田区障害者虐待防止センター
障害者虐待通報専用ダイヤル

☎ 03 - 6303-8819

FAX 03 - 5728-9437

Eメール kenri9924@city.ota.tokyo.jp

障がい者差別に関する相談

■相談窓口

①障害福祉課

障害者支援（計画）

☎ 03 - 5744-1700

FAX 03 - 5744-1592

障害者支援（障害事業）

☎ 03 - 5744-1251

FAX 03 - 5744-1555

障害者支援（認定・給付）

☎ 03 - 5744-1591

FAX 03 - 5744-1555

②各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

大森地域福祉課

調布地域福祉課

蒲田地域福祉課

糀谷・羽田地域福祉課

③障がい者総合サポートセンター

相談支援部門

☎ 03 - 5728-9433

FAX 03 - 5728-9437

支援調整（相談）

☎ 03 - 5728-9134

FAX 03 - 5728-9136

④東京都障害者権利擁護センター

（広域支援相談員）

☎ 03 - 5320-4223

FAX 03 - 5388-1413

Eメール syougaisyakenriyogo@
section.metro.tokyo.jp

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、行政機関と民間事業者に対し、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、合理的配慮を行うことを義務付けています。

■事業内容

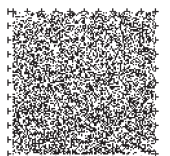
不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの障がい者差別に関するご相談を受け付けています。

※不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。正当な理由にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益を考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることとなります。

※合理的配慮とは

障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、お互いの建設的対話により、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。過重な負担にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、費用の程度、人的な制約、物理的な制限などを考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることとなります。





相談窓

1

大田区社会福祉協議会

社会福祉協議会とは社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ「中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進すること」を主な役割とする民間の福祉団体です。

区民の皆さん、民生委員児童委員、行政機関などと密接な連携を図りながら、行政とは違った

角度から、さまざまな地域福祉活動事業を行っています。

■所在地

〒144-0051 大田区西蒲田7-49-2
大田区社会福祉センター内

☎03-3736-2021

FAX03-3736-2030

■主な事業

● おおた地域共生ボランティアセンター

① ボランティア活動の相談・助言・連絡調整

ボランティア活動に関する相談・助言、ボランティアに関する情報提供を広報紙「ボランティアコミュニケーション」やホームページで行っています。また、ボランティア保険、行事保険の受付を行っています。

② 絆サポート（日常家事サービス）

障害者手帳のある方への日常の家事支援等を、地域の絆サポーター（ボランティア）が週1～2回程度訪問し、お手伝いします。

▽利用料30分500円

※地域によってはサポーターが見つからず、ご要望に沿えないこともあります。

③ ほほえみ訪問事業

登録制による無料の見守り訪問サービスです。65歳以上の方又は心身に障がいのある方へ、地域の絆サポーターがひと月に2回程度訪問し、玄関先でのあいさつや会話を通して安否確認や地域の情報を提供します。

▽利用料無料

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。
絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

① 問合先

☎03-3736-5555 /
FAX 03-3736-5590

②③ 問合先

☎03-5703-8230 /
FAX 03-3736-5590

● 法人運営センター

① 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯等に対する貸付制度で、定められた利用目的に該当する場合に貸付を行います。

② 同行援護従業者養成研修の開催

視覚障がい者のガイドヘルパーとして従事する方を養成するための研修を開催しています。（詳細はP133）

① 問合先 生活相談担当

☎03-3736-2026 /
FAX 03-3736-2030

② 問合先 庶務・計画担当

☎03-3736-2023 /
FAX 03-3736-2030

● おおた成年後見センター

（大田区成年後見制度利用促進中核機関）

① 福祉法律相談

専門職による専門相談を開催しています。
相談は無料です。（予約制）
（詳細はP33）

② 成年後見制度に関すること

⑦ 成年後見制度の周知・啓発

⑧ 成年後見制度に関する相談や申立手続きのご案内

⑨ 親族後見人への支援

⑩ 市民後見人の育成・支援

③ 地域福祉権利擁護事業

軽度の認知症や知的障がい、精神障がい等により福祉サービスの選択や利用が困難な方が、地域で安心して暮らせるようお手伝いをします。（詳細はP33）

④ 老いじたく事業

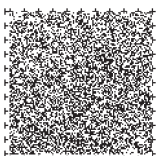
これからの人生をより豊かにするため、元氣なうちから将来に備えられるよう、パンフレットの配布や相談会を開催しています。

⑤ 精神障がい者等相談事業

精神障害者家族会（つばさ会）と協力して、電話相談所を開設し各種相談に応じています。（詳細はP39）

①～⑤ 問合先

☎03-3736-2022
FAX 03-3736-5590





福祉法律相談

暮らしの中の心配ごと、成年後見制度、遺言や相続のことなど、日常生活の中で起きる法律に関わる問題について、弁護士や公証人、司法書士が相談に応じます。

■対象

区内在住・在学・在勤の方

■費用 無料

■利用方法

予約制です。電話でお申し込みください。

■窓口

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590

相談名	日時・相談時間	相談員	相談内容
福祉法律相談	毎週火曜日（第5火曜日は除く） おひとり40分間	弁護士	日常生活上の法律問題全般
成年後見制度 専門相談	第1・2・4木曜日おひとり1時間	司法書士	成年後見制度の利用方法、後見業務の実務に関する相談
公正証書で あんしん生活相談	第3木曜日おひとり30分間	公証人	公正証書を活用した委任契約、遺言、尊厳死宣言等に関する相談

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

軽度の認知症や知的障がい、精神障がい等により福祉サービスの選択や利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

■対象

次のすべてに該当する方

- ① 軽い認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない。
- ② このサービスの契約内容を理解できる。

■費用

月額基本料金1,000円のほか、1回の利用時間が1時間まで1,000円加算。（1時間を超える場合は30分までごとに500円を加算）
書類等預かりサービスは別途月額1,000円

援助内容

- (1) 福祉サービスの利用援助（基本サービス）
 - ① 福祉サービスについての情報提供、助言
 - ② 福祉サービス利用料等の支払い手続き
 - ③ 行政等から届く郵便物の確認及び必要な手続きの支援
- (2) 預貯金払戻しサービス（オプション）
日常生活に必要な預貯金の払戻、支払い等
- (3) 書類等預かりサービス（オプション）
年金証書、銀行の通帳、権利書等大事な書類の預かり

■窓口

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が不十分な方の援助者を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類があり、支援できる範囲が異なります。

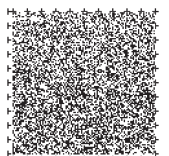
(2) 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人の判断能力が低下した場合に、申立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、任意後見人としての活動が始まります。

成年後見制度の手続きの流れや費用等について知りたい方は、
「成年後見はやわかり 厚労省」<https://guardianship.mhlw.go.jp>





相談窓

1

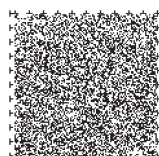
身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員

大田区から委託を受けた民間の相談員です。障がいのある方やその家族からのさまざまな相談をお受けして、問題解決のための助言・相談を行っています。

	氏 名	ふりがな	障害種別又は団体名	住 所
身体障害者相談員	栗田 修平	あわだ しゅうへい	肢体	蒲田
	井桁 利昌	いげた としあき	肢体	東糀谷
	牛久 秀美	うしく ひでみ	肢体	西六郷
	高橋 秀昭	たかはし ひであき	肢体	大森西
	福田 美和	ふくだ みわ	肢体	大森南
	宮澤 勇	みやざわ いさむ	肢体	南久が原
	杉崎 守男	すぎさき もりお	肢体	千鳥
	長村 憲治	おさむら けんじ	視力	南馬込
	杵鞭 勝彦	きねむち かつひこ	視力	蒲田
	山内 京子	やまうち きょうこ	視力	大森西
	一色 隆雄	いっしき たかお	聴覚	南馬込
	小林 美登里	こばやし みどり	聴覚	多摩川
	小池 美津代	こいけ みつよ	聴覚	萩中
	竹内 千代江	たけうち ちよえ	聴覚	蒲田
	関 ひかり	せき ひかり	中途失聴・難聴	西六郷
	濱田 沙耶香	はまだ さやか	心臓病の子どもを守る会	西糀谷
	齋藤 久実子	さいとう くみこ	音声	仲六郷
	蛭子 明子	ひるこ あきこ	肢体不自由児	大森北
	橋本 朋子	はしもと ともこ	肢体不自由児	仲六郷
	竹内 明	たけうち あきら	肢体不自由児	南久が原
	廣瀬 晶子	ひろせ あきこ	肢体不自由児	北千束
	福田 功志	ふくだ のりゆき	肢体不自由児	大森西
	栗城 優子	くりしろ ゆうこ	高次脳	東矢口
知的障害者相談員	加藤 久子	かとう ひさこ	育成会	下丸子
	閑製 久美子	かんせい くみこ	育成会	大森西
	佐々木 桃子	ささき ももこ	育成会	東雪谷
	清水 智子	しみず ともこ	育成会	矢口
	清野 弘子	せいの ひろこ	育成会	中央
	喜多見 直子	きたみ なおこ	育成会	東矢口
	津田 陽子	つだ ようこ	育成会	矢口
	橋本 明子	はしもと あきこ	育成会	南六郷
	藤城 邦子	ふじしろ くにこ	育成会	南馬込
	山根 聖子	やまね しょうこ	育成会	田園調布
	岸野 智子	きしの ともこ	守る会	多摩川
	小松代 菜央	こまつしろ なおう	守る会	中央
	佐々木 弥生	ささき やよい	守る会	中央
	福江 留美子	ふくえ るみこ	守る会	西糀谷
	宮田 千寿子	みやた ちずこ	守る会	大森東
	齋藤 照美	さいとう てるみ	発達	大森中
	岡部 治美	おかべ はるみ	発達	池上
相障精神 相談員	川崎 洋子	かわさき ようこ	つばさ会（家族会）	西蒲田
	加藤 晴正	かとう はるまさ	精神障害当事者会ポルケ	西馬込
	山田 悠平	やまだ ゆうへい	精神障害当事者会ポルケ	西馬込

■ご相談を希望される方は、問合先にご連絡ください。

■問合先 障がい者総合サポートセンター相談支援部門 ☎03-5728-9433 FAX 03-5728-9437





相談窓
口

1

東京都心身障害者福祉センター

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、区市町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害に関する相談・支援等を実施しています。これらに加えて、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

■利用方法

各地域庁舎の地域福祉課を通して申し込んでください。ただし、既に療育手帳をお持ちで、都外から転入される方は、右記窓口に直接申し込んでください。また、愛の手帳（18歳以上）の判定は右記電話番号に直接電話で予約してください。

■窓口時間

月～金曜日 午前9時～午後5時
（正午から午後1時を除く）
祝日・年末年始を除く

■所在地

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都
飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

☎03-3235-2946（代表）

FAX 03-3235-2968

・愛の手帳判定予約

☎03-3235-2961

・都外転入者（療育手帳）の受付窓口

☎03-3235-2966

・高次脳機能障害専用電話相談

☎03-3235-2955

午前9時～正午、午後1時～午後4時

※電話での相談が難しい場合は

FAX 03-3235-2957

※補装具費支給判定の一部（車椅子・電動車椅子・姿勢保持装具等）は、別館（秩父屋ビル）で行います。

別館

〒102-0083 千代田区麹町3-7-4

秩父屋ビル1階

※自動車で別館に来庁される場合は予約時にお伝えください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho>

東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）



交通

◇東京メトロ（有楽町線、南北線、東西線）・都営地下鉄（大江戸線）飯田橋駅B2b出口（セントラルプラザ1階ロビー直結）

※B2b出口にはエレベーターがありません。地上行きエレベーターは、有楽町線・南北線の中央改札付近にあります。

◇JR（総武線）飯田橋駅西口より徒歩2分、東口より徒歩4分

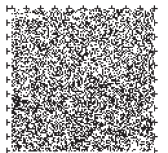
◇都バス「飯田橋駅前」（「飯64」小滝橋車庫前～九段下）・「飯田橋」（「飯62」小滝橋車庫前～都営飯田橋駅前）停留所下車徒歩5分

別館（秩父屋ビル）



交通

◇東京メトロ（有楽町線）麹町駅1番出口より徒歩3分（半蔵門線）半蔵門駅1番出口より徒歩4分





相談窓口

1

東京都品川児童相談所

児童（0歳から18歳未満）の様々な問題について相談に応じ、各種の専門的な診断・指導を行うとともに、愛の手帳の交付、児童福祉施設への入所等の相談を受け付けています。

■相談時間

月～金曜日 午前9時～午後5時

■所在地

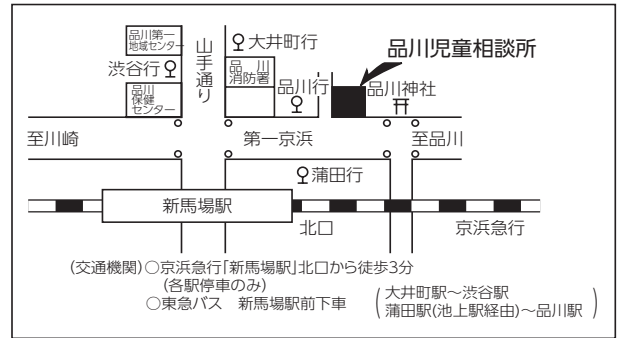
〒140-0001 品川区北品川3-7-21

☎03-3474-5442

FAX 03-3474-5596

ホームページ

http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/info/jisou_info/sinagawa.html



東京都児童相談センター

東京都児童相談センターでは、18歳未満のお子さんに関するあらゆる相談を受け付けています。

■相談窓口

4152電話相談

☎03-3366-4152

聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036

■相談時間

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜・祝日 午前9時～午後5時
(12月29日～1月3日休)

手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）

知的障がいのある人の日常生活、地域でのくらし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

■相談時間

月～木曜日 午前10時～午後5時

■利用方法

電話相談及び来所相談

※来所相談の場合は電話で予約が必要です。

■問合先

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

〒160-0023 新宿区西新宿7-8-10

オークラヤビル 2F

☎03-5389-2614

東京都立中部総合精神保健福祉センター

こころの健康に関わる内容の相談のほか、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存問題に関する相談、思春期問題などの専門相談を受付けています。専門相談では、本人プログラムや家族講座なども実施しています。

■精神保健福祉相談

○電話相談 03-3302-7711（通所の問い合わせもこちらで受けています）

○面接相談は、電話相談の上必要に応じて実施（予約制）

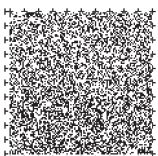
○月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

■所在地

〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7

ホームページ

<http://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/chusou/index.html>





東京都障害者福祉会館（福祉相談）

■対象

障がいのある方とその関係者

■相談内容

- ①同じ障がいの生活経験を持つ相談員による生活相談。（種別は肢体不自由・視覚・聴覚・言語吃音・喉頭摘出・知的障がい・てんかん・精神障がい（本人・家族）・自閉症・肝臓障がい）
- ②法律相談

■利用方法

てんかん・精神障がい・自閉症・肝臓障がい及び法律相談は予約制。

■費用 無料

■問合せ先

〒108-0014 港区芝5-18-2
☎03-3455-6321
FAX 03-3453-6550

東京聴覚障害者支援事業所

聴

東京聴覚障害者支援事業所では、以下の事業を実施しています。利用には、各地域庁舎の地域福祉課で手続きが必要です。

（1）RONAプラン（指定特定相談支援事業）

聴覚障がい者（児）の方から相談を受け、日常生活全般に関する相談やサービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価を行います。

- 対象：都内及び関東近郊の聴覚障がい者（児）や聴覚障がいを併せ持った重複障がい者（児）
- 相談可能時間：平日 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日・年末年始はお休み）
- 事前に予約が必要です。
- （2）RONAスクール（就労移行支援事業）
一般就労を目指す聴覚障がい者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、

コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。リワークとしての利用も可能です。就職した後も就労定着支援事業RONAサポートで引き続き支援できます。

- 見学又は体験可能ですので、希望者は直接お問い合わせください。

■所在地

東京聴覚障害者自立支援センター
〒150-0011 渋谷区東1-23-3

■連絡先

FAX 03-5464-6059
☎03-5464-6058
Eメール
（相談予約）soudan@ap.wakwak.com

聴力障害者情報文化センター

聴

■対象

聴覚障がい者（児）とご家族、関係者

■内容

聴覚障がい全般への相談、聞こえについての相談、聴覚障がいや手話に関する情報提供を、来所・FAX・Eメール・電話・オンラインで行っています。秘密は厳守します。

■窓口時間

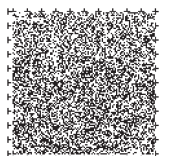
火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

■費用

無料

■窓口

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
聴覚障害者情報提供施設
〒153-0053 目黒区五本木1-8-3
相談専用 FAX 03-6833-5005
（FAXは24時間受付）
☎03-6833-5004
Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>





相談窓

1

東京都発達障害者支援センター（こどもトスカ）

東京都在住の18歳未満の発達障がい（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行います。

また、発達障がいの理解を深めるための啓発・研修活動も行っています。

■予約受付

月～金曜日 午前9時～午後5時

■相談日時

月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後5時

※祝日・年末年始を除く

※コンサルテーションや研修については日程を調整し、随時行います。

■費用 相談は無料

【ご本人が18歳未満の方 通称：こどもトスカ】

委託先：社会福祉法人 嬉泉

〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9

☎03-6413-0231

Eメール tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>

東京都発達障害者支援センター（おとなトスカ）

東京都在住・在勤で18歳以上の発達障がい（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障がいに関わる様々な相談をお受けしています。

原則電話での相談としています（予約不要）。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーションなども行います。

また、発達障がいの理解を深めるための啓発・研修活動も行っています。

■受付・相談

午前9時～午後5時

第1・3週：月～土曜日

第2・4・5週：月・火・木・金曜日

※祝日、年末年始を除く

■費用 相談は無料

【ご本人が18歳以上の方 通称：おとなトスカ】

委託先：公益財団法人 神経研究所

〒162-0851 新宿区弁天町91番地

☎03-5579-8207

ホームページ <http://otona-tosca.org>

精神障がい者家族等電話相談

■対象

精神障がい者の家族の方等

■事業内容

相談は、「大田区精神障害者家族連絡会（つばさ会）」がお受けし、家族による家族のための電話相談を実施します。秘密は厳守します。

■実施日時

毎週土曜日 午後1時～午後4時に直接下記の電話にて相談受付

☎03-5700-0045

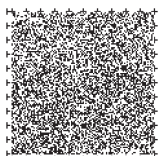
■問合先

大田区社会福祉協議会

おおた成年後見センター

☎03-3736-2022

FAX 03-3736-5590





精神障がい者相談支援

主に精神障がい者の方に、必要な情報の提供や自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援をしています。

■対象
在宅の精神障がい者等

■相談先

名 称	所在地	電 話	相談日時
こうじや生活 支援センター	〒144-0033 東糀谷 1-14-14	03-5705-0738	月・金曜日 正午～午後7時30分 火曜日 午後1時30分～午後5時30分 水曜日 正午～午後5時30分 土曜日 午前10時～午後5時30分 ※祝日の場合はお休み
かまた生活 支援センター	〒144-0051 西蒲田 4-4-1	03-5700-6761	火・木・金曜日 午前11時～午後5時30分 土曜日 午後1時～午後7時30分 ※祝日の場合はお休み
糀谷作業所	〒144-0044 本羽田1-18-21 日興ビル201	03-6319-7458	月～金曜日 午前9時～午後6時 ※電話受付は午前10時～午後5時 土日祝日はお休み
サポート ネット久が原	〒146-0085 久が原3-32-12	03-6410-9405	月～金曜日 午前9時～午後6時 ※電話受付は午前10時～午後5時 土日祝日はお休み
シーエス・アディ	〒146-0084 南久が原2-33-14	03-3757-7817	月～金曜日 午前9時～午後5時
雪谷工房	〒145-0061 石川町2-8-2 田村ビル301	03-3720-2878	月～金曜日 午前9時～午後5時

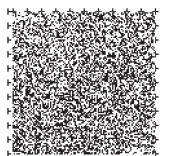
東京都盲ろう者支援センター

盲ろう者（児）の自立と社会参加のために必要とされるサービスを総合的に提供します。

■対象
視覚と聴覚の両方に障がいのある盲ろう者

■事業内容
○訓練事業（盲ろう者へのコミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン訓練）
○総合相談支援事業（盲ろう者、家族、支援関係者への相談支援）
○社会参加促進事業（集団学習会、交流会）
○盲ろう児支援事業（相談、交流広場）など

■窓口
東京都盲ろう者支援センター
〒162-0832 新宿区岩戸町4番地
87ビルディング岩戸町2階
☎03-6228-1282
FAX 03-6228-1283
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp
ホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp>





相談窓口

1

IT利用相談支援事業

障がいのある方、ご家族の方及び区市町村において障がいのある方のIT利用支援を担当する職員の方等を対象に、電話、FAX、メール、又は来所によるITに関する利用相談や機器の展示を実施。

また、パソコンやタブレットの基本操作体験も無料で行っています。右記窓口へお申し込みください。

※ご相談、体験等は事前予約が必要です。

■対象

都内在住または在勤で障がいのある方

■窓口

東京都障害者IT地域支援センター

〒112-0006 文京区小日向4-1-6

東京都社会福祉保健医療研修センター1階

☎03-6682-6308

FAX 03-6686-1277

開館時間 午前10時～午後5時30分

(土曜日は不定期開館)

※水・日曜日・祝日は閉館

高次脳機能障がい者相談

■対象

高次脳機能障がい者のご家族等

①高次脳機能障がいとは

高次脳機能障がいとは、病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷を受けたために生じるもので、記憶力、注意力、遂行機能などの認知機能や感情又は社会的行動のコントロール機能の障がいをさします。

②主な原因疾患

高次脳機能障がいを呈する疾患の60～70%を脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）が占めています。

次いで、脳外傷、低酸素脳症、脳腫瘍、脳炎などの感染症があります。

③高次脳機能障がいの主な症状

記憶障がい

- ・同じことを何度も聞く
- ・病気以前の事は覚えているが新しい事は覚えられない
- ・昨日のことを覚えていない

注意障がい

- ・とても疲れやすい
- ・気が散りやすい
- ・複数の事を同時にできない
- ・ミスが多い

遂行機能障がい

- ・物事の段取りが苦手
- ・計画が立てられない
- ・うまく修正ができない
- ・手際よく作業ができない

感情と社会的行動の障がい

- ・やる気がでない
- ・引きこもりがち
- ・怒りやすい
- ・衝動的に行動する

■事業内容

高次脳機能障がいに関する相談

■窓口

●東京都心身障害者福祉センター

高次脳機能障害専用電話相談（P35）

●各地域庁舎の地域福祉課（表紙、P28）

●障がい者総合サポートセンター

相談支援部門（P27）

